

◆◇ 介護保険による訪問看護利用料金 ◇◆

令和3年4月1日改正

費目	単位数	
	訪問看護	介護予防訪問看護
① 20分未満	313単位	302単位
② 30分未満	470単位	450単位
③ 30分以上1時間未満	821単位	792単位
④ 1時間以上1時間30分未満	1,125単位	1,087単位
⑤ ターミナルケア加算	2,000単位	
⑥ 退院時共同指導加算	600単位	600単位
⑦ 初回加算	300単位	300単位
⑧ 特別管理加算	(I)500単位/月	(I)500単位/月
	(II)250単位/月	(II)250単位/月
⑨ 看護・介護職員連携加算	250単位/月	250単位/月
⑩ 緊急時訪問看護加算	574単位/月	574単位/月
⑪ サービス提供体制強化加算(I)	6単位/回	6単位/回
サービス提供体制強化加算(II)	3単位/回	3単位/回
⑫ 長時間訪問看護加算 90分以上	300単位/回	300単位/回
⑬ 複数名 訪問加算	複数の看護師等との訪問	30分未満：254単位/回 30分以上：402単位/回
	看護補助者との訪問	30分未満：201単位/回 30分以上：317単位/回
⑭ 理学療法士・作業療法士 言語聴覚士の場合	1回(20分以上)：293単位 週6回までを限度とする	1回(20分以上)：283単位 週6回までを限度とする
	理学療法士等による訪問看護費	293単位 1日に2回を超えて(3回以上)訪問看護を行う場合は1回つき90/100に相当する単位数を算定
理学療法士等による介護予防訪問看護費	283単位 ・1日に2回を超えて(3回以上)介護予防訪問看護を行う場合は1回つき50/100に相当する単位数を算定 ・理学療法士等による介護予防訪問看護の開始日の属する月から12月を超えて利用者に介護予防訪問看護を行った場合(2021年4月を起算月とする。入院による中断、指示内容に変更がある場合は新たに利用開始となる) ：1回につき5単位を減算	